

リアリスティック 8 ヶ月合格コースガイダンス

秋からでも間に合う!?

民法を中心とした改正対策

講師レジュメ

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

改正と司法書士試験

1 債権法改正・相続法改正の改正項目

*下線は影響が大きな改正

総則	①意思能力 ②行為能力 ③物 ④心裡留保 <u>⑤錯誤</u> <u>⑥詐欺</u> <u>⑦代理</u> <u>⑧無効・取消し</u> ⑨条件 <u>⑩時効</u>
物権総論	<u>①相続と登記</u>
担保物権	①債権質 ②根抵当権
債権総論	<u>①法定利率</u> <u>②選択債権</u> <u>③債務不履行</u> <u>④債権者代位権</u> <u>⑤詐害行為取消権</u> <u>⑥不可分債権</u> <u>⑦不可分債務</u> <u>⑧連帯債権</u> <u>⑨連帯債務</u> <u>⑩保証</u> <u>⑪債権譲渡</u> <u>⑫債務引受</u> <u>⑬弁済</u> <u>⑭相殺</u> <u>⑮更改</u>

<p>契約総論</p>	<p>①<u>契約とは?</u> ②<u>契約の成立</u> ③同時履行の抗弁権 ④<u>危険負担</u> ⑤第三者のためにする契約 ⑥<u>契約上の地位の移転</u> ⑦<u>解除</u> ⑧<u>定型約款</u></p>
<p>契約各論</p>	<p>①<u>贈与</u> ②<u>売買</u> ③<u>消費貸借</u> ④<u>使用貸借</u> ⑤<u>賃貸借</u> ⑥雇用 ⑦<u>請負</u> ⑧<u>委任</u> ⑨<u>寄託</u> ⑩<u>組合</u></p>
<p>法定債権関係</p>	<p>①不法行為</p>
<p>親族</p>	<p>※なし</p>
<p>相続</p>	<p>①指定相続分 ②特別受益 ③<u>遺産分割</u> ④自筆証書遺言 ⑤<u>遺言執行者</u> ⑥<u>配偶者居住権・配偶者短期居住権</u> ⑦<u>遺留分</u> ⑧<u>特別の寄与</u></p>

cf. その他の2020年度に影響がある(あり得る)改正

* () は2021年度からの出題と思われる改正

債権法改正・相続法改正 他の科目への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・民法 : 大 ・不動産登記法 : 小～中 ・会社法 : わずか ・商業登記法 : なし ・民事訴訟法 : 小 ・民事執行法 : わずか ・民事保全法 : わずか ・供託法 : 小 ・司法書士法 : なし ・刑法 : ごくわずか ・憲法 : なし
民法	(・特別養子) 施行日 : 2019年6月14日から1年以内
民事執行法	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者財産の開示制度の実効性の向上 ・不動産競売における暴力団員の買受け防止 ・子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化 ・差押禁止債権の範囲変更の制度の周知 ・債権執行事件の終了の規定の新設 施行日 : 2019年5月17日から1年以内
司法書士法	(・使命・司法書士法人・懲戒) 施行日 : 2019年6月12日から1年6か月以内 <ul style="list-style-type: none"> ・欠格事由 施行日 : 2019年9月14日

2 改正の対策を始める時期

→早いに越したことはない

3 受験生の方の状況

①学習経験のない方

②学習経験のある方

- ・2019年度の試験後に改正の学習をしていない方
- ・2019年度の試験後に改正の学習を始めたが独学で壁にぶつかっている方

4 使用すべきテキスト

- I 改正前の民法の説明も記載してどう変わったのかを説明したテキスト
- II 改正後の民法のみを説明したテキスト

①学習経験のない方

→ I or II

②学習経験のある方

→ I

■債権法改正・相続法改正完全対応版『リアリスティック民法I』P255

第3節 消滅時効

■平成29年改正のポイント■

- ①消滅時効期間の改正
- ②特別短期消滅時効の廃止

新民法166条（債権等の消滅時効）

- 1 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。
 - 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
 - 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。
- 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。

新民法167条（人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効）

人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1項第2号の規定の適用については、同号中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。

1 意義

1. 債権

（1）短期

債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないと、債権は消滅します（新民法166条1項1号）。この「権利を行使することができることを知った」とは、債務者が誰であるかまで知る必要があります。

かつては、債権の消滅時効期間については、下記（2）（a）の権利を行使することができる時から10年間という規定しかありませんでした（旧民法166条、167条1項）。しかし、たとえば、売買契約の場合、期限などがなければ、すぐに売買代金請求権の時効が進行しますが、10年間消えないのは長すぎます。10年間経たないと消滅時効を主張できないと、領収証などを弁済した後10年間保存し続ける必要があるなど、弁済した債務者の負担が大きいです。また、Ⅲのテキスト第8編第3章第2節³5.で説明する不法行為による損害賠償請求権の時効期間（短期3年・長期20年〔新民法724条〕）とアンバランスという問題もありました。そういった理由から、平成29年の改正で「知った時から5年間」という短期の時効期間が新設されました。

新設

間に合うのか？

1 必ず守る必要があること

4月中旬 (ex. 4月15日) に講義を聴き終える

2 4月中旬に講義を聴き終えるには

スケジュールの立て方

1週間単位で考える

* 1コマ：講義1回（3時間ちょっと）

1. 講義を視聴するペース

週4.5コマ（10月10日にスタートした場合）

→週5コマを基本

* 以下のような週は3～4コマ

- ・過去問がかなり多い（これはできれば週5コマを崩さない）
- ・苦手意識の強い分野
- ・体調を崩した
- ・私生活でトラブルがあった etc.

2. 1コマの講義について行うこと

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ①予習 | : 10分 |
| 見出し・小見出しの確認（学習するテーマの確認） | |
| ②講義視聴 | : 3時間30分（*） |
| * 巻戻しなどをすることを考慮 | |
| ③復習1 —— テキスト（インプット重視） | : 2時間 |
| ④復習2 —— 過去問 | : 2時間 |
| ⑤復習3 —— テキスト（アウトプット重視） | : 1時間 |
| ⑥追っかけ復習 | : 余った時間すべて |

※時間がない場合に省略するもの

3. 1週間に必要な勉強時間

約8.5時間（上記2.①～⑤）×5コマ＝42.5時間

3 シミュレーション

（週5勤務の方）

ex1. 平日3時間×5日＋休日14時間×2日＝43時間

ex2. 平日5時間×5日＋休日9時間×2日＝43時間

平日 時間 × 日 + 休日 時間 × 日 = 43 時間以上

平日 時間 × 日 + 休日 時間 × 日 = 43 時間以上

サンプル

	月	火	水	木	金	土	日
2							
3							
4	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠
5							
6							
7	出勤準備・勉強	出勤準備・勉強	出勤準備・勉強	出勤準備・勉強	出勤準備・勉強		
8	出勤・勉強	出勤・勉強	出勤・勉強	出勤・勉強	出勤・勉強		
9						勉強	勉強
10	仕事	仕事	仕事	仕事	仕事		
11							
12	昼食・勉強	昼食・勉強	昼食・勉強	昼食・勉強	昼食・勉強	昼食	昼食
13							
14							
15	仕事	仕事	仕事	仕事	仕事	勉強	勉強
16							
17							
18	帰宅・勉強	帰宅・勉強	帰宅・勉強	帰宅・勉強	帰宅・勉強		
19	夕食・勉強	夕食・勉強	夕食・勉強	夕食・勉強	夕食・勉強	夕食	夕食
20							
21							
22	勉強	勉強	勉強	勉強	勉強	勉強	勉強
23							
24	入浴・娯楽	入浴・娯楽	入浴・娯楽	入浴・娯楽	入浴・娯楽	入浴・娯楽	入浴・娯楽
1	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠

記入用

	月	火	水	木	金	土	日
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
1							

参考 今から受講し始めた場合の講義消化スケジュール

【10/10 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	28回	84時間	44日	10/10 ~ 11/22
不動産登記法	20回	60時間	31日	11/23 ~ 12/23
会社法・商業登記法	31回	93時間	58日	12/24 ~ 2/19
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	23日	2/20 ~ 3/13
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	9日	3/14 ~ 3/22
刑法	7回	21時間	13日	3/23 ~ 4/4
憲法	6回	18時間	11日	4/5 ~ 4/15
合計	123回	369時間	189日	

→ 「週 4.5 コマ」 ペース

【10/20 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	28回	84時間	41日	10/20 ~ 11/29
不動産登記法	20回	60時間	28日	11/30 ~ 12/27
会社法・商業登記法	31回	93時間	55日	12/28 ~ 2/20
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	22日	2/21 ~ 3/13
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	9日	3/14 ~ 3/22
刑法	7回	21時間	13日	3/23 ~ 4/4
憲法	6回	18時間	11日	4/5 ~ 4/15
合計	123回	369時間	179日	

→ 「週 4.81 コマ」 ペース

【10/30 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	28回	84時間	40日	10/30 ~ 12/8
不動産登記法	20回	60時間	27日	12/9 ~ 1/4
会社法・商業登記法	31回	93時間	52日	1/5 ~ 2/25
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	20日	2/26 ~ 3/16
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	8日	3/17 ~ 3/24
刑法	7回	21時間	12日	3/25 ~ 4/5
憲法	6回	18時間	10日	4/6 ~ 4/15
合計	123回	369時間	169日	

→ 「週 5.1 コマ」 ペース

間に合わせる勉強法

1 テキストおよび過去問以外の知識を完全に捨てる

2 講義の受け方・使い方

1. 講義中の指示どおりに進める

- ex1. 「今は飛ばしてください」「今はこれは日本語ではありません」
- ex2. 「この後に何十回も出てくるので（自然と記憶するので）、いま時間を割いて記憶することはしないでください」
- ex3. 「ここだけは、次回までに必ず丸暗記してください」

2. 1回目の視聴でできる限り理解するためメリハリをつけて視聴する

- ex. 「ここはわかりにくいので、集中して聴いてください。通信でご覧の方で『疲れているな……』と感じていたら、ちょっと散歩してきてください。」

3. 聴覚優位型と視覚優位型

→どちらにも対応した講義形式

3 復習1 — テキスト（インプット重視）

1. 見出し・小見出し、図、アンダーラインおよび書き込みだけを読む
2. 記述の申請書は（問題を解くとき以外は）書かずに声に出して記憶する
3. 共通する視点、判断基準、Realistic rule などから一貫した視点で複数の知識を見る

4 復習2 — 過去問

- ・テキストに過去問の根拠を記載する作業を省略する
- ・問題演習の際に意識していただきたいこと
「肢の途中で、キーフレーズからテキストの該当箇所を思い出そうとする」

5 復習3 — テキスト（アウトプット重視）

- ・過去問を何回も繰り返す学習方法は採らない → テキストでアウトプットする

6 フォロー制度

- ①毎回の講義終了時に「解くべき過去問のナンバー」「申請書の番号（不動産登記法・商業登記法）」をお伝えする

- ②過去問演習，質問・相談制度

本講座は、フォロー制度として講座専用ブログ（受講生の方のみに URL・パスワードを通知）を使用。講座専用ブログでは、以下の2点のフォローを行う。

- ・コメント欄でのご質問・ご相談受付
- ・毎回の講義終了後に解く過去問の情報
テキスト未掲載の知識・まだ講義で触れていない知識の指摘
すべての肢（テキストに根拠がある肢）の根拠ページを記載
一部の肢の解説（学説問題など）

- ③推測採点基準（松本作成）の提供（令和2年度本試験の直前期）

7 必ず実際の講義を観てから決める

①民法

- ・リアリスティック導入講義 民法の全体像①② (ガイダンス5・6) 計3時間
- ・民法第1回講義 3時間

②不動産登記法

- ・リアリスティック導入講義 不動産登記法の全体像 (ガイダンス8) 3時間
- ・不動産登記法第1回講義 3時間

③会社法・商業登記法

- ・リアリスティック導入講義 会社法・商業登記法の全体像 (ガイダンス9) 3時間
- ・会社法・商業登記法第1回講義 3時間

【視聴方法】

- ・司法書士試験超短期合格法研究ブログ／松本の無料動画
https://sihousyosisikenn.jp/shihousyoshishikenn_muryoudouga

講座専用ブログの過去問情報・見本

<民法4回目>

民法4回目の講義の最後に申し上げた、解いていただく過去問（NO.7, 10, 13, 42, 46, 47, 49～51, 54～67, 69, 70）の情報をお伝えします。

「テキスト未掲載の知識」（※）は、不要とされたものを除いて補充してください。どの肢がテキスト未掲載の知識かは、本ブログをご覧になればわかりますが、過去問集にも「☆」の印を付けるなど、わかるようにしておく、後で学習がしやすくなります。

※ガイダンスで申し上げましたが、テキストには過去問知識はほとんど載せていますが、一部載せていません。本試験では、すべての肢が既存知識で構成される問題のほうが少ないため、学習していない知識も含まれている問題を解く練習をしていただくためです。

以下の文章は、必ず民法4回目の講義終了後、上記の過去問を解いた後でご覧ください。ただし、1問解いてその問題のみご覧いただくのは構いません。

【NO.7】2

※1の根拠は、P79です。

※2は、家族法における知識ですが、細かいのでⅢのテキストでも扱いません。余裕がある方は、ⅢのテキストP461～466で利益相反行為を学習した後に拾ってください。その後で、解説をご覧ください。

※3の根拠は、P161です。

※4の根拠は、P85です。P85マル1に「制限行為能力者が」とありますとおり、成年被後見人であっても、詐術を用いた場合には保護されません。

※5の根拠は、P205です。追認すると、有効で確定しますので（P205）、取り消せなくなります。

【NO.10】

※アの根拠は、P204です。

※イの根拠は、P206です。

※ウの根拠は、P83です。

※エの根拠は、P198です。入学金の支払は元々必要であった支出です。

※オの根拠は、P85です。

【NO. 13】

※アの根拠は、P53・198 です。

※イの根拠は、P53・198 です。

※ウの根拠は、P52 です。「双方善意」を探してください。Cが善意ですが、双方善意の部分がありませんので、Cは失踪宣告の取消しにより土地の所有権を失うことになります。

※エの根拠は、P52 です。「双方善意」を探してください。Dが善意ですが、双方善意の部分がありませんので、Dは失踪宣告の取消しにより土地の所有権を失うことになります。

※オの根拠は、P52 です。「双方善意」を探してください。Dが悪意ですが、その前にBおよびCが双方善意ですので、Cのところでも有効で確定し、Dは土地の所有権を失わずに済みます。このように、緑で下線を引いたまたは書き込んだものは、複数の知識や肢に使えますので、有効活用してください。

【NO. 42】 エ

※冒頭の「意思表示は要素の錯誤に基づくものであった」は、改正後は「意思表示に法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要な錯誤があった」などと書かれると思われれます（IのテキストP127（1））。

※アの根拠は、P205 です。錯誤の相手方は、取消権者ではありません（P205）。

※イの根拠は、P140 です。

※ウの根拠は、P205 です。錯誤の相手方は、取消権者ではありません（P205）。

※エは、まだ講義で触れていない知識です。IIのテキストP52で扱います。

※オの根拠は、P131 です。

【NO. 46】 オ（即時取得について）

※アの根拠は、P157 です。

※イの根拠は、P167 です。

※ウの根拠は、P155 です。

※エの根拠は、P157 です。

※オの根拠は、P164 です。この肢のように、本人が代理人に特定の法律行為をすることを委託し、代理人がその法律行為をした場合には、本人が善意無過失かも問題となります（P164）。ただ、まだ即時取得について学習していないので、わからなかったと思います。即時取得は、IIのテキストP49～60で学習します。

【NO. 47】

※NO. 46 やこのNO. 47 のような問題を対話問題といいます。対話問題は、どこで話が変わったかがポイントです。話が変わったら、線を引いて区切ってください。この問題では、エの上の教授の会話に「次に、事例を変えて」とありますので、ここで大きく話が変わっています（有権代理から無権代理のハナシに変わっています）。「次に、事例を変えて」で始まる教授の会話とその上の学生の会話の間に線を引いて区切ってください。

※アの根拠は、P160 です。

※イの根拠は、P160 です。

※ウの根拠は、P157 です。

※エの根拠は、P170 です。なお、P130 にありますとおり、Ⅰ・Ⅱのテキストで重過失かどうかの問題となるのは、錯誤だけです。

※オの根拠は、P175 です。オの2つ上の教授の会話で、「過失はあった」とありますので、P175 の「過失があるのはOK」まで聞いています。

【NO. 49】 イ（契約不適合責任について）・オ

※アの根拠は、P157 です。

※イの根拠は、P163 です。たしかに、瑕疵を知っているかなどは、代理人を基準に考えます。しかし、契約不適合責任の場合は、買主は瑕疵があることを知っていても、責任追及ができると改正されました。これは、ⅢのテキストP245 で扱うので、まだわからなくて大丈夫です。

※ウの根拠は、P160 です。

※エの根拠は、P186 です。ⅠのテキストP186 (ii) の「正当な理由」とは、善意無過失のことです（ⅠのテキストP184 マル3）。本肢にも「善意無過失」と記載されていますが、日常家事債務についての代理権が民法110条の基本代理権となり、民法110条が類推適用されるには、「日常家事の範囲内と信ずる」について善意無過失であること（正当な理由）が必要です（ⅠのテキストP186 (ii)）。本肢は、「売却の権限がなかったことにつき」とありますので、善意無過失の対象が誤っています。

※オは、テキスト未掲載の知識です。これは、知識として入れる必要はありません。

【NO. 50】 イ（即時取得について）・エ

※使用者については、P191 にありますとおり、犬をイメージしながら解いてください。

※アの代理人の根拠はP192，使者の根拠はP192です。代理の場合，法律行為に問題点があるかは原則として代理人を基準としますので（P163），代理人に重過失がなければ錯誤取消しを主張できます（P129）。それに対して，使者の場合，法律行為に問題点があるかは本人を基準としますので（P192），本人に重過失があれば錯誤取消しを主張できません（P192）。

※イの代理人の根拠はP192，使者の根拠はP192です。これも，アと同じく，法律行為に問題点があるかは，代理の場合は原則として代理人，使者の場合には本人について決するという知識ですが，即時取得はまだ講義で触れていません。即時取得は，Ⅱのテキスト P49～60 で扱います。

※ウの代理人の根拠はP191，使者の根拠はP191です。

※エは，テキストに直接の知識はありません。代理はもちろん代理人に代金額の決定権限を付与することができます（本人が納得すれば OK というのが代理の基本的な考え方です。P169）。それに対して，使者に代金額の決定権限を付与することはできません。使者については，犬のイメージから推理してください。犬が代金額を決定することはできないでしょう。

※オの代理人の根拠はP192（165），使者の根拠はP192です。

【NO. 51】

※1の根拠は，P161です。

※2の根拠は，P181です。表見代理が成立するには（本人に効力が及ぶには），相手方は善意無過失である必要があります（P181）。よって，本肢では，抵当権の設定は，表見代理にはならず，本人が追認（P171）しない限りは有効となりません。

※3の根拠は，P157です。（ご質問が多かったので2019/5/26に追記しました）民法107条は効果が無権代理です。この改正に合わせて，この肢の「設定した抵当権は無効である」を「抵当権設定契約は無権代理行為である」と直すことも考えられます。ただ，追認がない場合，無権代理行為によって設定された抵当権は無効です。本人に効果が帰属しないため，所有者Bが設定したことにならないからです。抵当権設定契約は無権代理行為ですが，それによって生じるかが問題となる抵当権は，所有者である本人に効果が生じないと有効とはならないんです。よって，この肢のままの表記でも問題ありません。

※4の根拠は，P163です。

※5の根拠は，P163・143です。代理行為の瑕疵は，代理人を基準とします（P163）。そして，第三者（本肢のD）による強迫の場合に，相手方（本肢のC）を保護する規定は，詐欺（P132の民法96条2項）と異なり，ありません。

【NO. 54】

※アの根拠は、P157 です。また、P130 にありますとおり、Ⅰ・Ⅱのテキストで重過失かどうかの問題となるのは錯誤だけです。

※イの根拠は、P190 です。この肢のように「～の説に立つと」などと記載されていなければ、判例（判例がなければ通説）で答えてください。

※ウの根拠は、P186 です。不動産だと民法 110 条を類推適用できませんが（P186）、本肢のように出たら正しい肢となります（P186）。

※エの根拠は、P187 です。

※オの根拠は、P179 です。

【NO. 55】

※1の根拠は、P164 です。解答を「正しい」に変更してください。本肢のような場合、本人が知っているかも考えます（P164）。しかし、買主は契約不適合について悪意でも、担保責任を追及できると改正されました。これは、Ⅲのテキスト P245 で扱います。

※2の根拠は、P161 です。

※3の根拠は、P166 です。本肢のように「(いかなる場合でも) 責任を負うことはない」と出たら誤りです（P165 の Realisticrule）。P165 の緑を思い出して解いてください。

※4の根拠は、P160 です。

※5の根拠は、P167 です。P166 の緑を思い出して解いてください。緑がある論点は、緑から思い出せるようにしてください。緑のほうが赤よりも多数の知識に使えるからです。また、P166 の図に青で書き込んだ事例を思い出せると、解きやすくなります。

【NO. 56】 エ

※アの根拠は、P164 です。

※イの根拠は、P167 です。

※ウの根拠は、P167 です。

※エは、テキスト未掲載の知識です。代理人が復代理人を解任するのに、本人の同意が必要であるといった規定はありません。これは、知識として入れる必要はありません。

※オの根拠は、P167 です。P166 の緑を思い出して解いてください。

【NO. 57】 2

※1の根拠は、P161・191です。復代理人も代理行為をしますので（P164・167）、行為能力は不要ですが、意思能力は必要です（P161・191）。

※2は、テキスト未掲載の知識ですが、その場で考えていただければわかると思います。本人から復代理人選任の代理権を与えられているので、代理人はそれを基に復代理人を選任することができます。

※3の根拠は、P166です。ただ、改正前の文言の肢なので、改正後は出にくいです。改正後は、P166の表の赤の下線をしっかりと把握してください。

※4の根拠は、P167です。どのような理由で復代理人を選任したかにかかわらず、復代理人は代理人と同一の権利義務を有します（P167）。

※5の根拠は、P167です。復代理人は本人の代理人ですので（P166 マル2）、本人（ex. お客様）のためにすることを示す必要があります。P166の緑を思い出して解いてください。また、P166の図に青で書き込んだ事例を思い出せると、解きやすくなります。

【NO. 58】

※アの根拠は、P165です。

※イの根拠は、P167です。復代理人は本人の代理人ですので（P166 マル2）、本人のためにすることを示す必要があります。

※ウの根拠は、P167です。

※エですが、この肢のように「改正により解答不能」となっている

※オの根拠は、P167です。P167の緑を思い出して解いてください。

【NO. 59】

※アの根拠は、P173です。

※イの根拠は、P174です。このように追認したというひっかけで出ますので、P174（a）の青から思い出せるようにしてください。

※ウの根拠は、P178です。

※エの根拠は、P177です。

※オの根拠は、P170～171です。

【NO. 60】 イ

※アの根拠は、P174・175です。

※イは、まだ講義で触れていない知識です。P172で扱います(P172で飛ばしたところ)です。

※ウの根拠は、P173です。

※エの根拠は、P178です。

※オの根拠は、P170です。

【NO. 61】 ア

※アですが、売買代金の一部を受領することがP171の黙示の追認に当たるかは微妙です(判例などの根拠はありません)。この肢は、TACさんと辰巳は正しいとしています、LECさんは誤りとしています。判断に困る肢なので、無視してください。

※イの根拠は、P169です。

※ウの根拠は、P190です。この肢のように「～の説に立つと」などと記載されていなければ、判例(判例がなければ通説)で答えてください。

※エの根拠は、P175です。

※オの根拠は、P171です。

【NO. 62】

※1の根拠は、P173です。

※2ですが、そんな規定はありません。本人は「ラッキー」という理由で追認できます(P172(b))。このように、試験委員が創作した肢を「そんな規定はない肢」と読んでいますが、これについては、テキストに根拠を書き込む必要はありません。

※3の根拠は、P174です。このように追認したというひっかけで出ますので、P174(a)の青から思い出せるようにしてください。

※4の根拠は、P172です。P172にありますとおり、特約(双方の合意)があれば遡及効(さかのぼる効力)を制限できます。特約とは、本人と相手方が合意することですので、遡及するかどうかを本人が一方的に選べるわけではありません。

※5の根拠は、P173です。追認拒絶をすると、本人に効果が及ばないことに確定します(P173)。

【NO. 63】

- ※アの根拠は、P174 です。このように追認したというひっかけで出ます。
- ※イの根拠は、P172 です。
- ※ウの根拠は、P173 です。
- ※エの根拠は、P174 です。取り消すと、本人に効果が帰属しないことで確定します (P174)。
- ※オの根拠は、P172 です。

【NO. 64】

- ※1の根拠は、P183～184・181 です。P181の共通部分は、P181を検索先としてください。
- ※2の根拠は、P175 です。
- ※3の根拠は、P174 です。
- ※4の根拠は、P170・173 です。追認拒絶で、甲に効果が及ばないことが確定します (P173)。
また、丙が悪意ですので、乙に無権代理人の責任追及をすることもできません (P170 マル4)。
- ※5の根拠は、P170 です。

【NO. 65】

- ※アの根拠は、P176 です。
- ※イの根拠は、P178 です。
- ※ウの根拠は、P177 です。
- ※エの根拠は、P179 です。
- ※オの根拠は、P180 です。これがP175～176の緑の例外ですので、明確に事案を記憶してください。

【NO. 66】

- ※アの根拠は、P176 です。
- ※イの根拠は、P179・170 です。本問冒頭の3～4行目に「Cには……過失がある」とありますので (ア～オだけではなく、問題冒頭の記載もよく読んでください)、Cは無権代理人の責任追及 (履行または損害賠償請求) をすることもできません (P170)。
- ※ウの根拠は、P177 (178) です。
- ※エの根拠は、P177 です。ウ・エですが、無権代理行為をしていない相続人の選択に引っぱられます。
- ※オの根拠は、P178 です。

【NO. 67】 2

※P177の事例についての判例の見解を基にした学説問題です。学説問題については、テキスト未掲載の知識は補充する必要はありません。

※1の根拠は、P177です。無権代理人の相続分の限度で当然に有効になるわけではありません（P177）。無権代理人以外の相続人が追認しない限り、無権代理行為は有効にはなりません。

※2は、（準）共有しているものの処分は全員でしなければならない（民法251条）という知識から考えますが、まだ講義で扱っていません。ⅡのテキストP131で扱います。

※3の根拠は、P177です。

※4の根拠は、P178です。「相手方は無権代理人の責任追及ができるから（P178）、当然に有効とならなくてもいいだろ」と言いたいわけです。

※5の根拠は、P169です。全員が追認した場合には、有効になりますので、無権代理人の責任追及はできなくなります（P169要件マル2）。これは、この見解と矛盾するものではありません。

【NO. 69】

※P190に関する学説問題です。本問については、『予備校講師が独学者のために書いた司法書士5ヶ月合格法』（黄色い本）のP276～278に解法（解き方）があります。この書籍をお持ちの方は、P190をご覧になりながら、この書籍の解法（解き方）をご覧ください。本問の解法は、学説問題・推理レジュメP2の3.「二当事者対立」の解法を使って解きます。肯定説は「相手方↑, 無権代理人↓」、否定説は「無権代理人↑, 相手方↓」ですので（P190）、このように書き込んでから解いてください。

※アの根拠は、P190です。

※イの根拠は、P190です。

※ウの根拠は、P190です。

※エの根拠は、P190です。

※オの根拠は、P190です。

【NO. 70】

※P190 の判例の見解を基にした，学説問題です。本問の解法も，学説問題・推理レジュメ P2 の3. 「二当事者対立」です。本問の見解は肯定説ですので，「相手方↑，無権代理人↓」と書き込んでから解いてください。

※アの根拠は，P190 です。

※イの根拠は，P190 です。

※ウの根拠は，P190 です。

※エの根拠は，P190 です。

※オの根拠は，P190 です。

次回の講義もよろしく願いいたします。

松本雅典（本公開講座担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」 ※2020年度向け開講中
		演習講座「リアリスティック演習民法」 ※2020年度向け2020年1月開講
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える50の言葉』（自由国民社）
	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック 1 民法Ⅰ [総則] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 2 民法Ⅱ [物権] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 3 民法Ⅲ [債権・親族・相続] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 4 不動産登記法Ⅰ 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 5 不動産登記法Ⅱ 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 6 会社法・商法・商業登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 7 会社法・商法・商業登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所）
	記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
『司法書士 リアリスティック商業登記法 [記述式] 解法』（日本実業出版社）		
ネットメディア	All About で連載中 https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
ブログ	司法書士試験超短期合格法研究ブログ https://sihousyosisikenn.jp/	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	

あなたの熱意

辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）